

## 第 3 次消費者委員会を振り返って - 消費者委員会の課題と展望

第 3 次消費者委員会委員長 河上 正二

## 総論

( 1 ) 国会で約 90 時間に及ぶ議論の末、2009 年 9 月に、多省庁にまたがる国の消費者行政に横串を刺してその司令塔となるべき消費者庁とともに、諮問を受けての審議機関であると同時に独立した監視機能を果たすというユニークな機能を持たされた消費者委員会が設置された。以来、この 6 年間に委員会が取り組んできた課題は多く、しかも消費者政策の根幹に関わる問題や、制度の在り方に関わる重要なものが少なくない。結果的に、立法に結びついた建議や意見表明も相当数にのぼる。小所帯ながら、自ら調査で関係省庁に対する資料要求や、建議・提言・意見の発出を通じての政策への働きかけが可能な強力な機関であるだけに、その果たすべき責任は重い。この 6 年間で、委員会本会議の開催は 200 回を超え、数々の建議や提言・意見表明によって、その「立ち位置」と「役割」を確かなものとしてきたと言って良いのではあるまいか(この遺伝子は、しっかりと承継していただけると有り難い)。

( 2 ) かねてより、消費者委員会を公正取引委員会のような 3 条機関として、委員を専任にすべきではないかとの意見があり、消費者庁及び消費者委員会設置法の附帯決議でも、その点が指摘されている。これについては、委員間で何度か議論をしたものの、結局、現在の状態で進むほかないということで意見が一致した。10 名の委員は、それぞれ各自の本拠地を持って活動しているからこそ実態に即した消費者問題に関する多角的な議論が可能となっていることや、専従でないために、かえって自由な立場で意見を述べることができること、加えて、2 年の任期への専従のために、それまでの活動拠点を去ることを求めた場合には優れた資質を持つ委員を獲得できるのかという不安もある(無論、委員手当にかかる予算上の問題もあろう)。結論として、差し当たっては事務局体制や調査組織を十分に強化し、委員や下部組織が活動しやすい環境を用意することのほうが重要ではないかと考えられる。むしろ、委員会としての活動の継続性を考えると、任期満了によって、ほとんどの委員が「総替え」になること(第 2 次から第 3 次に留任したのは河上と夏目委員の 2 名のみ)による停滞と断絶のほうが深刻であり、できるなら、2 年ごとの半数程度の改選が望ましいのかもしれない。

( 3 ) 消費者委員会と消費庁との関係についてもさまざまな御意見があることは、承知している。最近、「内閣官房及び内閣府の業務の見直し」において消費者委員会の帰属が問題とされ、多くの方々に御心配をおかけした。本件については、消費者委員会は今までどおり内閣府にとどまる方向で決着し、本年 2 月 18 日の参議院本会議における代表質問に対する内閣総理大臣の答弁でも、「委員会には内閣府にあって消費者行政全般に対する監視機能をしっかり発揮してもらいたい」旨が言及されたことは周知のとおりである。確かに、実質的にはファイヤー・ウォールを張って委員会の独立性を維持することも不可能ではないが、職員の人事面での関係など、その外見から中立性や独立性に疑問が持たれるとすれば好ましい組織の在り方ではあるまい。特に、消費者庁と消費者委員会は、最近では、

ノンアルコール飲料の特保認可をめぐる見解が対立したが、こうした緊張関係は、ある意味で必要なことであり、避けて通るわけにはいかない。従来も、国民生活センターの消費者庁への一元化問題に対する評価をめぐる微妙な関係にあったが、結局、国民生活センターも従来の形が基本的に維持されることになって決着したという経緯がある。

消費者委員会・消費者庁・国民生活センターは、それぞれの持ち味をいかして互いに協力して、ことに当たるのが適当であろうと思われる。3者の目指す目標は、消費者の權益を守って安全・安心な市場を作るという点で一つであるから、互いに適度の緊張関係を伴いながらも、しっかりコミュニケーションをとって、連携を深めていくことこそを心掛けたい。消費者委員会・消費者庁・国民生活センターは、正に本来の意味での「3本の矢」であって、今後ともそれぞれの独自の機能と強みをいかすことで、力を合わせて消費者問題に対して強力に取り組むことが望ましい。

(4) 第3次消費者委員会の具体的な活動内容や、建議・提言・意見等の詳細については、委員会ホームページや年度ごとの委員会活動報告(2013~2014年度は2015年1月に公表)でも見ていただけるので参考にしていただきたい(なお、最近ではメールでも情報発信している)。

第3次委員会では、消費者委員会活動についての周知を図るため、岩田委員を中心に広報担当委員を定めて、広報の在り方についても検討を加えたところである。

委員長記者会見は、ほぼ1か月に1回開催した(建議や意見表明の時は、これに随時会見を行った)。また、消費者関連の雑誌、法律雑誌などに寄稿して委員会活動を紹介するように努めた。

## 各論

(1) 第3次消費者委員会の任期は、2013年9月1日から2015年8月末日までである。第3次委員会の委員は、それぞれ個性的ではあるが熱心かつ真摯に委員会活動に取り組み、誠によいチームで、正に「全員野球」の様相を呈していたといつてよい。石戸谷代理や食品表示部会をリードされた阿久澤委員を始め、委員の方々には、非力な委員長を見事に支えていただいたことに心から感謝したい。

この間の本会議は第132回から第202回までの全71回であるが、ほぼ同数の「委員間打合せ」が開催された。委員は、課題ごとに、別途、下部組織の審議会や検討会・ヒアリングなどに参画するなどして活動を展開してきた(効率的活動のため、担当委員制は、今後も、恐らく必要であろう)。委員の仕事量は相当に多いため、事前の調整を含め、会議の集約化・効率化が更に進められる必要がある。

本会議は、おかげで第200回を迎えたが、これには事務局職員を始め、多くの方々の献身的な支えによることにも大いに感謝しなければならない。調査を始めとして、事務作業も飛躍的に増大しているため、正規職員の増員や非常勤職員の待遇改善を含め、事務局の体制強化は是非とも必要である。

なお、委員会でのヒアリングや審議では、最後に、委員長取りまとめの意見を述べるよう心掛け、その日の議論の内容が傍聴者等にもわかりやすく伝わるよう心掛けた(これは、割と評判がよいので続けたほうがよい)。

( 2 ) 第 3 次消費者委員会の発足当初は、第 2 期の消費者基本計画の見直しや第 3 期消費者基本計画の策定問題との関係もあり、委員会活動は、国民生活センターとの意見交換や、さまざまな分野について関係省庁ヒアリングを行い、重点的な見直し事項についての検討を行う作業から始められた。この作業は地道なものではあるが、結果的に、委員の間での互いの問題意識を共有することによって、大変有益であったように思われる。

第 3 次の委員の間では、食品安全・食品表示問題や高齢消費者被害対策、美容医療に係る不当表示、個人情報保護などの一般的課題のほか、情報化関連での情報通信分野の問題や金融投資関連の問題に対する関心が強かったように思われる。また、継続的課題である消費者契約法の見直しや特定商取引法の見直しなども重要課題として意識されていた。無論、消費税引上げに伴う適正転嫁の問題、その都度発生したさまざまな社会問題との関係で、安全関係の議論にも多くの時間を費やしたことは言うまでもない。

さらに、政府が経済成長戦略あるいは財政再建策を進める中で、それと並行して一般消費者の利益擁護を図るためのセーフティーネットを整備することは、非常に重要な前提要件であり、この点についての配慮も重視された。

( 3 ) 以下では、主だったものについてのみ、簡単に振り返っておきたい。

まず、金融関係では、**クラウドファンディング等**での個人投資家保護や、**適格機関投資家等特例業務(いわゆるプロ向けファンド)**についての提言、商品先物取引における不招請勧誘禁止ルールの扱いなど、機動的対応が必要な問題に対して多くの「意見」や「提言」を発出した(「建議」までに至らない「提言」や「意見」の発出は機動的対応にとって有用であるように思われる[建議・提言・意見の違いに留意])。幸い、多くの方々の意見書や支援にも支えられ、消費者委員会が一定の防波堤としての役割を果たすことができたのではないと思われるが、機動的に対応するには、関係省庁の動きに対するモニタリングが欠かせないことを痛感させられた。

また、第 135 回消費者委員会において、商品先物取引における不招請勧誘の禁止規制を緩和すべきでないという内容の意見を委員会として取りまとめたが、この問題に関しては、経済産業省が政令の改正に踏み切ったため、今後の動向を注視する必要がある。

悲惨な高齢消費者被害を避けることはいうまでもないが、一般消費者の生活資金とか高齢者の「いのち金」を当てにして資金を集めるということ自体、決して望ましいこととは思われず、かかる観点からすると、仲介業者等に対する参入規制、情報提供の義務付け、投資の特質をその投資者自身がよく理解できる取引環境を整備し、必要に応じて、再勧誘の禁止や不招請勧誘の禁止などの勧誘規制措置を取っていく必要がある。

社会的に特筆されるべきは、2013 年 10 月頃から複数のホテルチェーンあるいは百貨店等において提供される料理のメニュー等に関して、実際に使われていた食材とは異なる不適切な表示が行われていたという事案が数多く発覚したことである(メニュー偽装問題)。消費者が自主的かつ合理的な選択を行う上で、正しい表示が行われるということは極めて重要であり、それが「偽装」であれ、「誤表示」であれ、消費者が誤認するような表示を行うことは事業者に対する信頼や食の安全を大きく損なうものである。委員会は、この問

題を背景に2013年12月に内閣総理大臣から景品表示法への課徴金制度導入問題についての諮問を受け、専門調査会(小早川座長)と親委員会である消費者委員会との「合同会議」の形をとって急ピッチで審議を進め、2014年6月に「答申」を取りまとめた。その手法や内容についてはさまざまな評価はあるものの、多くの方々の尽力によって、2014年11月、国会解散直前の、正にぎりぎりのタイミングで景品表示法改正法案が成立したことは喜ばしい。ただ、その施行に向けた細かな作業は残されており、今後の運用には目が離せない。

その間にも、食品表示一元化(食品表示法制定)に伴う食品表示基準の策定作業が急ピッチで続き、加えて、後半には「機能性表示食品」に係る新たな仕組みの導入を前提とした食品表示基準案に関する諮問を受けたことから、部会を始め本会議でも多くの議論を行った。民間主導の機能性表示制度構想については委員間でも評価が分かれ、諮問に対する答申としては異例とも思われる9つの条件を付した答申となったところである。要は、消費者の食品の実質的選択権と安全性が確保されることが何より重要であり、表示内容の正しさを確保し、問題や疑義が発生した場合の対応策がきちんと取られる体制が整うかにかかっている。食品問題は、生活に密着した消費者問題の原点で、業界の関心も高い領域であり、その難しさを痛感させられたが、2015年4月から機能性表示食品制度が動き始めており、その状況のモニターを始め、今後とも緊張感を持って取り組むべき重要な課題であろうと思われる。

事業者の自己責任による「機能性表示食品制度」がスタートしたことと関連して、従来型の特定保健用食品(いわゆる「トクホ制度」)との関係をどう考えるべきかという問題も浮上している。消費者委員会ではワーキング・グループを組織して問題点の洗い出しを行い、専門調査会で本格的に議論していただく必要があると考えて、2015年6月に「特定保健用食品等の在り方に関する専門調査会」を立ち上げることを決定した。既に、第1回会合が開かれたが、直ちに結論を得ることは困難であるから、半年ないし1年の審議を前提として、トクホ制度の在り方や更新制度の導入の可否など制度運用上の課題などについて、専門的見地から十分検討の上、機能性食品表示制度とともによりよい食品表示制度の構築を目指していただきたいと希望している。

さらに、ビッグデータの利活用と、それに伴う個人情報保護の問題に対する対応も挙げられる。2014年6月に高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部において「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」が決定されたが、この大綱は、保護すべきパーソナルデータの範囲や取るべき措置の内容などを必ずしも具体的に示しておらず、内閣官房において、制度設計の細部等を検討して法案化が進められる予定であった。

消費者利益の擁護の観点からは、大量の個人情報流出事故を目にするにつけ、ビッグデータの利活用もさることながら、元の個人情報の管理や流通に関して適切な制度的対応が求められるところであり、この点について、2014年7月「意見」を発出した。また、マイナンバー制度の導入に伴って、不正取得された個人情報の流通の防止の問題には社会的関心も高いが、「名簿屋問題」等に対する対策は、なお今後の課題である。消費者委員会からは、同年9月、「いわゆる名簿屋等に関する今後検討すべき課題についての意見」を発出している。

「クレジットカード取引に関する消費者問題についての建議」は、第3次の委員会としては初めての建議である。インターネット取引については、第3次の委員会発足の2か月後の昨年11月に関係省庁からのヒアリングを行い、2014年1月に消費者委員会における当面の主要課題について議論した際に、建議、提言等についての主な関心テーマとして、インターネット取引における財産被害に係る消費者保護のための対策の検討、特に決済代行の適正化等というものを挙げていた。そして、2014年2月に公表した消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見では、インターネット取引被害に関し決済手段や決済代行業者の実態を把握した上で、決済代行業者登録制度の今後の在り方について検討するとともに、必要に応じ被害抑止及び被害回復のための方策や、決済代行業者に関する制度的対応の必要性等について、割賦販売法等の法改正も含めて検討することを明記されたいという意見を出していたところである。建議では、加盟店の管理の徹底に係る制度整備、翌月一括払いのいわゆるマンスリークリアの取引における抗弁の接続等の整備、クレジットカード取引における消費者教育及び情報提供等の充実などが課題とされた。これについては、経済産業省での検討会で、一定の前進を見たところであり（マンスリークリアの問題は先送り）、法改正の動きにつながっている。

これに続いて、2015年8月には、いわゆるサーバ型電子マネーの不正使用問題に対処するための建議を発出した。構造的にはクレジットカード取引に類似した部分も多いため、発行事業者による加盟店管理や、コンビニなどでの異常なサーバ型電子マネー購入行為に対する声掛けを通じて、被害の発生をできる限り食い止める方策が求められるところである。

2015年7月には、「美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議」が発出された。この建議は、第3次の委員会としては本会議で審議した回数が最も多い問題に関するものである。委員会としては、既に、2011年12月にエステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議を発出しており、特に美容医療サービスに関しては、不適切な表示、広告の取締りの徹底及び消費者への説明責任の徹底などを求めている。しかし、厚生労働省の対応は必ずしも十分とは言えない状況が続いていた。建議では、医療機関のホームページの情報提供の適正化、事前説明・同意の適正化（即日施術の回避などを含む）、苦情相談情報の活用などが含まれ、被害防止のために、適切な法的措置が取られることを求めている。美容医療の問題に関しては、最初の広告の段階、契約の締結の段階、履行の段階など、あらゆる段階において、問題が発生する原因がある。建議に従った適切な措置が講じられるほか、例えば特定商取引法や消費者契約法などによる民事的な救済策によっても手当をする必要がある。

食品表示問題も気の抜けない重要な課題である。食品表示の一元化を目指した食品表示法は、公布後2年以内、すなわち2015年6月までに施行が予定されていたため、それまでに食品表示基準案の策定をしなければならない状態にあった。事業者への周知期間等を勘案し、食品表示基準案について早期にめどをつけなければならなかったため、食品表示部会には大変なご苦勞をお願いした。

特定保健用食品の許可表示の審査との関係で記しておきたいのは、ノンアルコール飲料

2品目についての審査結果である。消費者委員会としては、2014年8月、未成年者のノンアルコール飲料の飲用が未成年者の飲酒につながる懸念が払拭できないということで、特定保健用食品の許可表示は適当ではないという答申を出した。これに対し、消費者庁は、2015年2月、結果的に消費者委員会の判断を覆し、委員会が懸念した点に配慮した条件を付けつつ、これを許可するに至った（このことは、消費者庁と消費者委員会が異なる機関であることを世に知らしめる効果はあった）。厚生労働省の調査研究によれば、ノンアルコール飲料が30%近い中高生に飲まれているという結果が出ており、酒類に関する事業者団体のノンアルコール飲料に関する取組のみに依拠して未成年者への配慮が担保され得るかという点については、なお懸念が残るところであり、その後のモニターが必要であろう。

食品表示との関連で重要なのは、機能性表示食品制度の導入についてである。既に閣議決定が先行しているとはいえ、その導入の可否は、数回にわたる本会議での議論を含め、委員間でも意見の分かれた微妙な問題であった。制度の創設については一応理解できるものの、制度の実現を食品表示基準だけで行えるのかといった問題や、執行体制が十分に確保されるのか、このような形での表示制度には制度的脆弱性があるのではないかといったさまざまな疑問があった。委員会としては、法的基盤を整え、この制度を強固なものにしていくには、抜本的な手直しが必要ではあるという認識は変わらなかった。しかし、この制度がうまくワークすれば、「いわゆる健康食品」を少しでも健全な方向に向けられる一方策として期待できるとも考え、2014年12月に答申を取りまとめた。逆に、制度導入を否定した場合には、何の制約もないまま制度が走り始めるおそれがあったことは否定できない。この制度導入を認める答申には、異例とも言える9つの前提条件が付されているが、これを所管省庁である消費者庁が真摯に受け止め、着実に実行してくれることを強く願っており、委員会としても、制度の執行状況を注視していかねばなるまいと考える次第である。

機能性表示食品制度の導入に伴う特定保健用食品制度の在り方の見直しも大きな課題の一つである。大きく変化しつつある食品表示制度を前に、これまでのトクホ制度の在り方についても、更新制の導入など、根本的な見直しが必要な時期に差し掛かっていると言えよう。委員会では、ワーキング・グループによる論点整理を経て、トクホ制度の在り方について本格的に検討する専門調査会を立ち上げたところである。課題が課題であるだけに、恐らく1年程度の審議期間は必要であろうと思われる。

家庭用電気料金の値上げに関しては、中部電力・北海道電力・関西電力など多くの電力会社における値上げ申請について審議が進められた。会議の取りまとめに際し古城座長に大変な作業を遂行していただいた。公共料金等専門調査会では、消費税率の引上げに伴う各種公共料金の改定等についても審議を行い、その結果を踏まえて、委員会では意見を取りまとめて発出することができた。より一般的に電気料金問題は、発送電分離や電力の小売り自由化などの制度改変に伴う問題について、更に検討が必要である。

電気料金以外の鉄道運賃・ガス料金などの公共料金についても、継続的に検討を行うことが必要である。

また、第143回消費者委員会本会議では、消費税率の引上げに伴う各種公共料金等の改定問題につき、JTのたばこ小売価格、鉄道運賃、バス運賃、タクシー運賃などの改定について、2014年2月の第9回公共料金等専門調査会で取りまとめられた意見に基づき、委員

会としての意見を取りまとめた。今後、消費税率の再引上げが現実化すると、同様の課題に直面するものと思われる。

安全分野では、これまでの自ら調査で、かなりの問題にメスを入れる必要があると考えるに至っているが、具体的な成果は比較的少ない。そのような状況の中、幼児の安全に関しては、若干の進展を見た（今後、高齢消費者のみならず、子供消費者(child consumer)の問題にも積極的に取り組む必要がある）。

さしあたり、第3次委員会では保育園児等の事故に関連する事故情報の収集・活用等に特化した現状の深掘りを行い、2014年11月に建議を発出した（「教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用に関する建議」）。当初、幼稚園や保育所での事故に関しては、消費者事故であるとの認識さえ不十分であった。

さらに、2015年8月には、典型的な「すき間事案」である商業施設内における遊戯施設についての建議を発出した。消費者庁とともに、商業施設に関わりの深い経済産業省の取組を期待するものであるが、問題は、商業施設内の遊戯施設での事故にとどまらない。基本的には、事故情報を適切に収集・分析し、再発防止のための安全基準等の在り方について検討すること、消費者に対する啓発活動を充分に行うことなどが重要となるが、問題そのものは、まだまだ氷山の一角であろう。

言うまでもなく、食品の安全と表示に関する問題は、新食品表示法の実施に向けて今や佳境に入っており、エレベータ事故を始め、自動車のエアバック事故など役務・製品・施設の安全に関する諸問題も更に注視していく必要がある。中長期的には製造物責任法(PL法)の見直しにも取りかからねばなるまい。

#### 取引分野での法改正

a. 消費者契約法関係 消費者契約法の実体法部分の見直しはかねてからの懸案事項であり、また、高齢化の進展やIT取引の発達を踏まえて消費者契約の締結過程と不当条項の規律の在り方について基本的なルールを策定することは大きな課題である。

消費者委員会は、2014年8月に内閣総理大臣から諮問を受け、同年10月に専門調査会を立ち上げ、2015年8月末までに17回の審議が実施された。

専門調査会では、これまで、先行するさまざまな改正提案や、当委員会の調査作業チームでの論点整理、消費者庁の検討会での報告書なども踏まえて調査審議がなされ、山本敬三座長や後藤巻則座長代理には大変なご苦勞をおかけしたが、2015年8月には、「中間取りまとめ」が行われたことは、率直に喜ぶたい。それにしても影響の大きな法改正であるだけに、産業界の関心も高く、今後、多方面からの更なる意見聴取を踏まえた速やかな意見集約に努め、「答申」をまとめあげて、できるだけ早期の改正法提案につながるよう充実した効率的審議をお願いしたい。また、これまで、第3次消費者委員会からは、河上のほか、石戸谷委員長代理、橋本委員がオブザーバーとして参画してきたが、第4次の委員会でもオブザーバー参加をご検討いただきたい。

b. 特定商取引法関係 特定商取引法の見直しのための作業については、消費者契約法にやや遅れて2015年1月に諮問を受け、同月に専門調査会を立ち上げ、審議を続けてきた。消費者の利益の保護及び特定商取引法の適正化を図るために検討すべき事項は多

岐にわたるため、後藤巻則座長や村座長代理には大変なご苦勞をおかけした。

消費者契約法と特定商取引法は、消費者取引における民事の基本法と特定の商取引についての業法として性格を異にしているものの、互いに扱う問題領域が重なり合う部分も多くあるために、十分連携して審議を進めることができるよう配慮する必要がある。また、本専門調査会についても、2015年8月末までに「中間整理」にたどり着いたが、不招請勧誘の禁止（Do not knock 制度や Do not call 制度等）についてなど、最後まで気の抜けない重要課題が山積みしている。事業活動に対する不必要な規制とならないよう配慮すべきことは言うまでもないが、基本的には、顧客の利益の保護の観点からしっかりした制度の構築に向けた議論をお願いしたい。また、第3次消費者委員会からは、石戸谷代理、橋本委員、山本隆司委員にオブザーバーとして出席いただいていたところであり、第4次消費者委員会でも、オブザーバー参加をご検討いただきたい。

ちなみに民法(債権法部分)の改正も大詰めに差し掛かっており、改正法案が2015年の通常国会に提出されたことは周知のとおりである。民法は、民事の基本法であるだけに改正の動向にも十分注意を払いながら、消費者契約法や特定商取引法の改正作業を進めねばならない。

いずれも大変な作業であるが、喫緊の課題であり、これらの作業を速やかに遂行するには、法曹実務家や消費生活相談員等の多くの方々の方力添えや、日頃の実務経験や知恵に裏付けられた提言が不可欠である。

#### その他

建議には至っていない重要課題も少なくない。相変わらず被害の多い詐欺的投資勧誘全般に対する適切な対応を臨機応変に検討すること、地方消費者行政の活性化・充実を促進することなどは、常に委員会として注意を払っておくべき最重要課題の一つであろう。

また、消費者委員会は2012年12月に「電気通信事業者の販売勧誘方法の改善に関する提言」を行い、この間、総務省における関する検討状況をフォローアップしてきたが、2015年5月に電気通信事業法の一部が改正され、不実告知・勧誘継続行為の禁止や初期契約解除権等の消費者保護規定が導入された。今後は関連する省令改正等が予定されており、第4次消費者委員会としても引き続きフォローアップいただきたい。

(4) 上述のいくつかの主要な問題については、建議や機動的な意見表明ができたものもあり、それなりの成果を上げてきたと考えられる。しかし、それも、言い放しにならないよう、後のフォローアップや運用状況についてのモニタリングが欠かせない(これまでに蓄積された数多くの建議等のフォローアップ作業も忘れてはなるまい)。

人員や予算も限られた小さな組織ではあるが、消費者委員会は、自分たちの使命や消費者からの期待を重く受け止め、生起するさまざまな課題に精一杯効果的に対処して、緊張感を持って、その監視機能を発揮しなければならない。

(5) なお、消費者委員会と外部との意見交換の機会を持つことは、極めて重要である。委員会では、事業者団体・消費者団体等や外部有識者との意見交換会のほか、第2次の委員会以来、「地方消費者委員会」(現在は「消費者問題シンポジウム in \*\*\*」に改名)を



約3か月に1度のペースで開催してきた。ここ2年で、滋賀・広島・静岡・長野・徳島・京都・沖縄とシンポジウムを開催してきたところであるが、地方の方々の熱心な取組にいつも感心させられている。これからの消費者政策が本当に成果を上げることができるかどうかは、ひとえに地方消費者行政の充実にかかっているといても過言ではない。その意味でも、地方が力強く消費者行政を推進できるように、国としても精一杯の支援を怠るべきではあるまい。

(6) 今後の消費者委員会の作業としては、これまでの課題についての継続的調査・審議に加え、腰を落ち着けてやるべき中長期の課題をめぐり作業も多く存在するように思われる。2015年春には「第3期消費者基本計画」の策定が行われたが、委員会は、消費者庁と協力して今後5年、10年を見据えた消費者政策の方向を探り、基本計画を不断に見直し、これを少しでも良いものに改善していく必要がある。今後、確実に訪れる超高齢社会の進行、インターネット取引の増加、技術革新に伴って増幅される消費生活上のリスク等への的確な対応、さらには、地方消費者行政・消費者団体の支援・充実への配慮など、消費者の生活の安全・安心に向けた、きちんとした方向付けが必要であろう。

無論、2020年の東京オリンピック開催に向けて、外国人観光客が増加し、海外旅行や国境を越えた取引が増加し、渉外的な消費者問題が増加することも予想されるため、この点への配慮も欠かせない。

この6年間で、消費者安全法や消費者裁判手続特例法、消費者教育推進法など、消費者の権利を守るための法制度の骨格は少しずつ整えられてきたといってよい。しかしながら、その実施に向け、細部の血肉を整える作業、これを担う人材の確保・育成などはまだまだこれからの課題であり、運用上の課題は多い。

折からの産業振興策として政府の規制改革会議が打ち出す諸政策は、同時に、しっかりと消費生活のセーフティネットを伴わなければ、国民の生活を良くするという本来の目的さえ危ういものにしかねないことに注意が必要である。市場の透明度を高め、消費者の実質的選択権を確保するとともに、責任ある適正な取引慣行が醸成されて初めて、事業者の自由闊達な創意工夫がいかされ、消費者にとっても安全・安心な市場環境がもたらされるはずだからである。消費者政策は、消費者・事業者が攻防を繰り返す対立関係の調整にあるというより、お互いにウィン・ウインの関係になるような市場が形成できるよう互いに協力し合うことが求められているように思われる。

以上のような消費者委員会が取り組むべき諸問題をふかんしていると、これからの我が国における消費者問題は、ますます多様性を持って高度化・複雑化・広域化していくことが予想される。しかも、限られた国家予算の中で、恐らく国や地方公共団体、さらには、一部の専門家だけで問題に対処するのは次第に困難になりつつある。この点を意識した中長期の意見をまとめたのが、消費者行政における新たな官民連携の在り方ワーキング・グループによる報告書である（「消費者行政における新たな官民連携の在り方に関する調査報告～行政のスリム化・効率化をこえて～」）。そこでは、今後の消費者行政における官民連携の在り方をめぐって、ドイツの「保障行政」の考え方を参考にしつつ、官が果たすべき役割を検討した。多くの、行政機関、地方公共団体、消費者団体の方々に参考にして

いただきたい内容となっている。そこでは「公助」のみならず、「共助」そして「自助」に頼らざるを得ない局面も増えていくことを前提に、それぞれが効果的に連携するために行政機関が果たすべき役割が論じられている。これは、決して「公」の立場からの責任逃れではなく、よりよい消費者行政の実現のための処方箋でもある。

消費者教育推進法を持ち出すまでもなく、今日では、消費者の一人ひとりが、強く賢い「消費者市民」となって自覚的に消費者問題や消費者の果たすべき役割を考え、行動に移すことが求められている。消費者は何も特別な存在ではなく、国民はすべて消費者である。それだけに、問題は、「人間の尊厳」と「人間社会の在り方」全体に関わる。この点は、事業者もまた同様である。

おわりに

以上のように、消費者問題は極めて多様で、複合的かつ広域的に発生しており、今日、消費者委員会が果たすべき役割は、ますます重要度を増していることは疑いない。アンテナを研ぎ澄まし、さまざまな問題に適切に対処できるように心掛けねばならない。消費者委員会は、これからも基本に立ち返り、消費者・生活者の目線を失うことなく、何が今必要であるかをしっかり見定めて、適切な施策を一步一步前に進めることができるように最大限の機能を発揮しなければならない。

もとより、本文書は、独立した第三者機関としての第4次消費者委員会による活動を縛ったり、制約したりするものではない。しかしながら、第3次消費者委員会での問題意識ややり残した課題等の情報も参考にいただき、第4次消費者委員会もまた、消費者の期待に応えて、消費者権益を適切に擁護し、国の消費者政策が適切な形で遂行されるよう監視すべく、大いに力を発揮していただくことを心から期待したい。

以 上

| 月別       | 日時          | 案件名   |
|----------|-------------|---|
| 2009年12月 | 2009年12月14日 | 地方消費者行政の充実強化に向けて  |
| 2010年1月  | 2010年1月28日  | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について   |
| 2010年3月  | 2010年3月3日   | 消費者基本計画策定に向けての意見  |
|          | 2010年3月25日  | 消費者基本計画の検証・評価・監視についての視点   |
| 2010年4月  | 2010年4月9日   | 未公開株等投資詐欺被害対策について(提言)   |
|          | 2010年4月19日  | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について   |
| 2010年6月  | 2010年6月25日  | 消費者安全法に基づく国会報告について今後重視されるべき基本的視点  |
| 2010年7月  | 2010年7月20日  | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について   |
|          | 2010年7月23日  | こんにやく入りゼリーによる窒息事故への対応及び食品の形状・物性面での安全性についての法整備に関する提言                             |
| 2010年8月  | 2010年8月27日  | 自動車リコール制度に関する建議   |
| 2010年10月 | 2010年10月15日 | JAS法の規定に基づく品質表示基準の改正に係る答申について   |
|          | 2010年10月22日 | 決済代行業者を経由したクレジットカード決済によるインターネット取引の被害対策に関する提言                                    |
| 2010年12月 | 2010年12月17日 | 有料老人ホームの前払金に係る契約の問題に関する建議   |
| 2011年1月  | 2011年1月21日  | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について   |
| 2011年2月  | 2011年2月25日  | JAS法の規定に基づく品質表示基準の改正に係る答申について   |
| 2011年3月  | 2011年3月4日   | 「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見  |
|          | 2011年3月11日  | 公益通報者保護制度の見直しについての意見  |
|          | 2011年3月23日  | JAS法の規定に基づく品質表示基準の改正に係る答申について   |
| 2011年4月  | 2011年4月15日  | 地方消費者行政の活性化に向けた対応策についての建議   |
| 2011年5月  | 2011年5月13日  | マンションの悪質な勧誘の問題に関する建議  |
| 2011年6月  | 2011年6月2日   | JAS法の規定に基づく品質表示基準の改正に係る答申について(玄米及び精米品質表示基準)                                     |
|          | 2011年6月2日   | JAS法の規定に基づく品質表示基準の改正に係る答申について(めん類等用つゆ品質表示基準)                                    |
|          | 2011年6月10日  | 消費者行政体制の一層の強化について -「国民生活センターの在り方の見直しに係るタスクフォース」中間整理についての意見-                     |
|          | 2011年6月10日  | 消費者基本計画の平成22年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しについての意見                                     |
|          | 2011年6月24日  | 「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見  |
| 2011年7月  | 2011年7月1日   | 食品衛生法の改正に係る答申について(乳及び乳製品の成分規格等に関する省令7条に規定する表示基準を内閣府令として新たに制定することに係る答申について)      |
|          | 2011年7月15日  | 「国民生活センターの在り方の見直し」に関する検討についての意見   |
|          | 2011年7月22日  | 消費者安全行政の抜本的強化に向けた対応策についての建議   |
| 2011年8月  | 2011年8月5日   | 食品衛生法施行規則及びJAS法の規定に基づく品質表示基準の改正に係る答申について(パパイヤ及びパパイヤ加工品)                         |
|          | 2011年8月10日  | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について   |
|          | 2011年8月12日  | 原料原産地表示拡大の進め方についての意見  |
|          | 2011年8月12日  | 特定保健用食品の表示許可制度についての提言   |
|          | 2011年8月23日  | 「健康食品の表示の在り方」に関する中間整理   |
|          | 2011年8月26日  | 食品衛生法施行規則の改正に係る答申について(フルジオキソニルの添加物指定に伴う表示基準の改正)                                 |
|          | 2011年8月26日  | 食品衛生法の改正に係る答申について(食品衛生法施行規則第21条に規定する表示基準の内閣府令としての新たな制定について)                     |
|          | 2011年8月26日  | JAS法の規定に基づく品質表示基準の改正に係る答申について(みそ品質表示基準)   |
|          | 2011年8月26日  | 集団的消費者被害救済制度の今後の検討に向けての意見   |
|          | 2011年8月26日  | 個人情報保護制度について  |
|          | 2011年8月26日  | 消費者契約法の改正に向けた検討についての提言  |
|          | 2011年8月26日  | 住宅リフォームに関する消費者問題への取組についての建議   |
|          | 2011年8月30日  | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について   |
|          | 2011年8月31日  | 食品衛生法施行規則の改正に係る答申について(生食用食肉の表示基準の追加)  |
| 2011年11月 | 2011年11月11日 | 貴金属等の訪問買取り被害抑止と特定商取引法改正についての提言  |
| 2011年12月 | 2011年12月2日  | 「国民生活センターの在り方の見直しに関する検証会議」中間取りまとめ(座長試案)についての意見                                  |
|          | 2011年12月21日 | エステ・美容医療サービスに関する消費者問題についての建議  |
| 2012年1月  | 2012年1月12日  | 消費者基本計画の検証・評価・監視にかかるヒアリング<br>消費者委員会委員からの意見・委員長まとめ(概要)<br>(第71回～第74回、第76回消費者委員会) |
|          | 2012年1月18日  | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について   |
| 2012年2月  | 2012年2月14日  | 「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見  |

| 月別       | 日時          | 案件名  |
|----------|-------------|--|
|          | 2012年2月28日  | 公共料金問題についての建議  |
| 2012年3月  | 2012年3月22日  | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について                                  |
|          | 2012年3月27日  | 消費者基本計画の平成23年度の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見            |
|          | 2012年3月27日  | 住宅用太陽光発電システムの販売等に係る消費者問題についての提言                        |
| 2012年4月  | 2012年4月24日  | 違法ドラッグ対策に関する提言   |
| 2012年5月  | 2012年5月10日  | 委員長声明 一家庭用電気料金値上げに係る認可申請についてー                          |
|          | 2012年5月29日  | 消費者基本計画の改定素案(平成24年4月)等に対する意見                           |
| 2012年6月  | 2012年6月5日   | 「健康食品の表示等の在り方」に関する考え方～健康食品の利用者アンケートの分析結果を踏まえて～         |
|          | 2012年6月12日  | 「消費者事故等に関する情報の集約及び分析の取りまとめ結果の報告」に関する意見                 |
|          | 2012年6月19日  | 東京電力の家庭用電気料金値上げ認可申請に関する消費者委員会としての現時点の考え方               |
|          | 2012年6月20日  | 食品衛生法第19条第1項の規定に基づく内閣府令の改正に係る答申について(乳児用規格適用食品の表示基準の策定) |
| 2012年7月  | 2012年7月13日  | 東京電力の家庭用電気料金の値上げ認可申請に対する意見                             |
|          | 2012年7月24日  | 地方消費者行政の持続的な展開とさらなる充実・強化に向けた支援策についての建議                 |
| 2012年8月  | 2012年8月1日   | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について                                  |
|          | 2012年8月28日  | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について                                  |
| 2012年9月  | 2012年9月4日   | 医療機関債に関する消費者問題についての提言                                  |
| 2012年12月 | 2012年12月11日 | 電気通信事業者の販売勧誘方法の改善に関する提言                                |
|          | 2012年12月25日 | 消費者教育の推進に関する基本方針の策定に向けた意見                              |
|          | 2012年12月28日 | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について                                  |
| 2013年1月  | 2013年1月23日  | 特定商取引に関する法律施行令の一部改正についての答申                             |
|          | 2013年1月29日  | 「健康食品」の表示等の在り方に関する建議                                   |
| 2013年2月  | 2013年2月12日  | 消費者事故未然防止のための情報周知徹底に向けた対応策についての建議                      |
|          | 2013年2月20日  | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について                                  |
|          | 2013年2月26日  | 消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見                   |
| 2013年3月  | 2013年3月19日  | 関西電力及び九州電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について           |
|          | 2013年3月26日  | 消費者安全法第6条第1項の規定による「消費者安全の確保に関する基本的な方針」の変更についての答申       |
|          | 2013年3月26日  | 「家庭用品品質表示法第3条に基づく表示の標準となるべき事項」についての答申                  |
| 2013年5月  | 2013年5月8日   | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について                                  |
|          | 2013年5月28日  | 消費者基本計画の改定素案(平成25年4月)等に対する意見                           |
| 2013年6月  | 2013年6月11日  | 消費者教育の推進に関する法律第9条第1項の規定による「消費者教育の推進に関する基本的な方針」についての答申  |
|          | 2013年6月11日  | 消費者基本計画の変更についての答申                                      |
|          | 2013年6月25日  | 「消費者白書」及び「消費者安全法に基づく国会報告」への意見                          |
|          | 2013年6月25日  | 栄養表示基準の見直しについて   |
| 2013年7月  | 2013年7月9日   | 特定商品等の預託等取引契約に関する法律施行令の一部改正について(答申)                    |
|          | 2013年7月23日  | 公益通報者保護制度に関する意見 ～消費者庁の実態調査を踏まえた今後の取組について～              |
|          | 2013年7月30日  | 東北電力及び四国電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について           |
|          | 2013年7月30日  | 公共料金問題に関する提言 ～公共料金等専門調査会報告を受けて～                        |
|          | 2013年7月31日  | 北海道電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について                |
| 2013年8月  | 2013年8月6日   | 地方消費者行政の体制整備の推進に関する建議                                  |
|          | 2013年8月6日   | 詐欺的投資勧誘に関する消費者問題についての建議                                |
|          | 2013年8月6日   | 家庭用品品質表示法第3条に基づく表示の標準となるべき事項についての答申                    |
|          | 2013年8月27日  | 住宅の品質確保の促進等に関する法律に係る告示改正についての答申                        |
|          | 2013年8月27日  | インターネットを通じた消費者の財産被害問題に関する消費者委員会としての現時点の考え方             |
|          | 2013年8月29日  | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について                                  |
| 2013年10月 | 2013年10月18日 | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について                                  |
| 2013年11月 | 2013年11月7日  | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について                                  |
|          | 2013年11月12日 | 商品先物取引における不招請勧誘禁止規制に関する意見                              |
|          | 2013年11月19日 | 消費税率の引上げに伴う定形郵便物等の上限料金の改定案に関する消費者委員会の意見について            |
| 2013年12月 | 2013年12月17日 | 「食品表示等適正化対策」に対する意見                                     |
| 2014年2月  | 2014年2月18日  | 消費税率の引上げに伴うJTのたばこ小売価格の改定案に関する消費者委員会の意見について             |
|          | 2014年2月18日  | 消費税率の引上げに伴う鉄道運賃の改定案に関する消費者委員会の意見について                   |

| 月別       | 日時          | 案件名   |
|----------|-------------|---|
|          | 2014年2月18日  | 消費税率の引上げに伴うバス運賃の改定案に関する消費者委員会の意見について                            |
|          | 2014年2月18日  | 消費税率の引上げに伴う東京都特別区に係るタクシー運賃の改定案に関する消費者委員会の意見について                 |
|          | 2014年2月25日  | クラウドファンディングに係る制度整備に関する意見  |
|          | 2014年2月25日  | 消費者基本計画の実施状況に関する検証・評価及び計画の見直しに向けての意見                            |
| 2014年3月  | 2014年3月25日  | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について   |
| 2014年4月  | 2014年4月8日   | 中部電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見                              |
|          | 2014年4月8日   | 商品先物取引法における不招請勧誘禁止規制の緩和策に対する意見                                  |
|          | 2014年4月22日  | 適格機関投資家等特例業務についての提言   |
| 2014年5月  | 2014年5月23日  | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について   |
|          | 2014年5月27日  | 消費者基本計画の改定素案(平成26年5月)等に対する意見                                    |
| 2014年6月  | 2014年6月10日  | 景品表示法上の不当表示規制の実効性を確保するための課徴金制度の導入等の違反行為に対する措置の在り方について(答申)       |
|          | 2014年6月17日  | 消費者基本計画の変更についての答申   |
| 2014年7月  | 2014年7月15日  | 「パーソナルデータの利活用に関する制度改正大綱」に関する意見                                  |
| 2014年8月  | 2014年8月5日   | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について   |
|          | 2014年8月26日  | クレジットカード取引に関する消費者問題についての建議                                      |
| 2014年9月  | 2014年9月9日   | いわゆる名簿屋等に関する今後検討すべき課題についての意見                                    |
| 2014年10月 | 2014年10月7日  | 北海道電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について                         |
|          | 2014年10月14日 | 改正後の不当景品類及び不当表示防止法第7条第2項の規定に基づく指針についての答申                        |
| 2014年11月 | 2014年11月4日  | 食品表示基準等に関する答申について   |
|          | 2014年11月4日  | 教育・保育施設等における事故情報の収集及び活用に関する建議                                   |
|          | 2014年11月18日 | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について   |
| 2014年12月 | 2014年12月3日  | 乳等表示基準府令の一部改正に係る答申について  |
|          | 2014年12月9日  | 食品表示基準の制定に係る答申について  |
|          | 2014年12月12日 | 食品表示基準の制定に係る答申について  |
|          | 2014年12月16日 | 家庭用品品質表示法第3条の規定に基づく表示の標準となるべき事項についての答申                          |
| 2015年2月  | 2015年2月17日  | 次期消費者基本計画の素案(平成27年2月)等に対する意見                                    |
| 2015年3月  | 2015年3月3日   | 特定商取引に関する法律施行令の一部改正についての答申                                      |
|          | 2015年3月13日  | 消費者基本計画についての答申  |
|          | 2015年3月19日  | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について   |
| 2015年4月  | 2015年4月8日   | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について   |
|          | 2015年4月22日  | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について   |
| 2015年5月  | 2015年5月8日   | 関西電力による家庭用電気料金値上げ認可申請に対する消費者委員会の意見について                          |
| 2015年6月  | 2015年6月16日  | 「東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の提供する特定電気通信役務の基準料金指数の設定」等に関する消費者委員会の意見 |
|          | 2015年6月25日  | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について   |
| 2015年7月  | 2015年7月1日   | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について   |
|          | 2015年7月7日   | 美容医療サービスに係るホームページ及び事前説明・同意に関する建議                                |
|          | 2015年7月14日  | 特定商取引に関する法律施行令の一部改正についての答申                                      |
| 2015年8月  | 2015年8月5日   | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について   |
|          | 2015年8月12日  | 特定保健用食品の表示許可に係る答申について   |
|          | 2015年8月18日  | 電子マネーに関する消費者問題についての建議   |